

新旧対照表

○千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例施行規則

改正後	改正前																																
<p>(貸付決定取消事由等の届出)</p> <p>第九条 修学生は、次の表の上欄に掲げる事由に該当するに至ったときは、それぞれ当該下欄に掲げる届けを学校長を経て遅滞なく教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(貸付決定取消事由等の届出)</p> <p>第九条 修学生は、次の表の上欄に掲げる事由に該当するに至ったときは、それぞれ当該下欄に掲げる届けを学校長を経て遅滞なく教育委員会に提出しなければならない。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="183 443 656 485">上欄</th> <th data-bbox="656 443 1066 485">下欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 485 656 561">県内の高等学校定時制課程等に在学しなくなったとき。</td> <td data-bbox="656 485 1066 561">修学奨励資金貸付事由消滅届(別記第五号様式)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 561 656 638">経済的に著しく修学することが困難でなくなったとき。</td> <td data-bbox="656 561 1066 638"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 638 656 833">経常的収入を得る職業を離れたとき(離職後、雇用保険法に基づく基本手当の給付を受けているものにあつては、基本手当の給付を受けなくなったとき。)</td> <td data-bbox="656 638 1066 833"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 833 656 909">修学奨励資金の貸付けを辞退しようとするとき。</td> <td data-bbox="656 833 1066 909">修学奨励資金辞退届(別記第六号様式)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 909 656 986">県内の高等学校定時制課程等に転学したとき。</td> <td data-bbox="656 909 1066 986">転学届(別記第七号様式)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 986 656 1062">一月以上にわたつて学習を中断したとき。</td> <td data-bbox="656 986 1066 1062">長期学習中断届(別記第八号様式)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1062 656 1145">氏名、住所その他重要な事項に変更があつたとき。</td> <td data-bbox="656 1062 1066 1145">氏名等変更届(別記第九号様式)</td> </tr> </tbody> </table>	上欄	下欄	県内の高等学校定時制課程等に在学しなくなったとき。	修学奨励資金貸付事由消滅届(別記第五号様式)	経済的に著しく修学することが困難でなくなったとき。		経常的収入を得る職業を離れたとき(離職後、雇用保険法に基づく基本手当の給付を受けているものにあつては、基本手当の給付を受けなくなったとき。)		修学奨励資金の貸付けを辞退しようとするとき。	修学奨励資金辞退届(別記第六号様式)	県内の高等学校定時制課程等に転学したとき。	転学届(別記第七号様式)	一月以上にわたつて学習を中断したとき。	長期学習中断届(別記第八号様式)	氏名、住所その他重要な事項に変更があつたとき。	氏名等変更届(別記第九号様式)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 443 1641 485">上欄</th> <th data-bbox="1641 443 2051 485">下欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 485 1641 561">県内の高等学校定時制課程等に在学しなくなったとき。</td> <td data-bbox="1641 485 2051 561">修学奨励資金貸付事由消滅届(別記第五号様式)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 561 1641 638">経済的に著しく修学することが困難でなくなったとき。</td> <td data-bbox="1641 561 2051 638"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 638 1641 833">経常的収入を得る職業を離れたとき(離職後、雇用保険法に基づく基本手当の給付を受けているものにあつては、基本手当の給付を受けなくなったとき。)</td> <td data-bbox="1641 638 2051 833"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 833 1641 909">修学奨励資金の貸付けを辞退しようとするとき。</td> <td data-bbox="1641 833 2051 909">辞退届(別記第六号様式)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 909 1641 986">県内の高等学校定時制課程等に転学したとき。</td> <td data-bbox="1641 909 2051 986">転学届(別記第七号様式)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 986 1641 1062">一月以上にわたつて学習を中断したとき。</td> <td data-bbox="1641 986 2051 1062">長期学習中断届(別記第八号様式)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1062 1641 1145">氏名、住所その他重要な事項に変更があつたとき。</td> <td data-bbox="1641 1062 2051 1145">氏名等変更届(別記第九号様式)</td> </tr> </tbody> </table>	上欄	下欄	県内の高等学校定時制課程等に在学しなくなったとき。	修学奨励資金貸付事由消滅届(別記第五号様式)	経済的に著しく修学することが困難でなくなったとき。		経常的収入を得る職業を離れたとき(離職後、雇用保険法に基づく基本手当の給付を受けているものにあつては、基本手当の給付を受けなくなったとき。)		修学奨励資金の貸付けを辞退しようとするとき。	辞退届(別記第六号様式)	県内の高等学校定時制課程等に転学したとき。	転学届(別記第七号様式)	一月以上にわたつて学習を中断したとき。	長期学習中断届(別記第八号様式)	氏名、住所その他重要な事項に変更があつたとき。	氏名等変更届(別記第九号様式)
上欄	下欄																																
県内の高等学校定時制課程等に在学しなくなったとき。	修学奨励資金貸付事由消滅届(別記第五号様式)																																
経済的に著しく修学することが困難でなくなったとき。																																	
経常的収入を得る職業を離れたとき(離職後、雇用保険法に基づく基本手当の給付を受けているものにあつては、基本手当の給付を受けなくなったとき。)																																	
修学奨励資金の貸付けを辞退しようとするとき。	修学奨励資金辞退届(別記第六号様式)																																
県内の高等学校定時制課程等に転学したとき。	転学届(別記第七号様式)																																
一月以上にわたつて学習を中断したとき。	長期学習中断届(別記第八号様式)																																
氏名、住所その他重要な事項に変更があつたとき。	氏名等変更届(別記第九号様式)																																
上欄	下欄																																
県内の高等学校定時制課程等に在学しなくなったとき。	修学奨励資金貸付事由消滅届(別記第五号様式)																																
経済的に著しく修学することが困難でなくなったとき。																																	
経常的収入を得る職業を離れたとき(離職後、雇用保険法に基づく基本手当の給付を受けているものにあつては、基本手当の給付を受けなくなったとき。)																																	
修学奨励資金の貸付けを辞退しようとするとき。	辞退届(別記第六号様式)																																
県内の高等学校定時制課程等に転学したとき。	転学届(別記第七号様式)																																
一月以上にわたつて学習を中断したとき。	長期学習中断届(別記第八号様式)																																
氏名、住所その他重要な事項に変更があつたとき。	氏名等変更届(別記第九号様式)																																
<p>2 前項の規定により長期学習中断届を提出した者は、当該届出をした事由がやんだときは、遅滞なく復学等届(別記第十号様式)を学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により長期学習中断届を提出した者は、当該届出をした事由がやんだときは、遅滞なく復学等届(別記第十号様式)を学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。</p>																																
<p>(死亡の届出)</p> <p>第十八条 修学生が死亡したときは、連帯保証人は、遅滞なく修学生(借受人)死亡届(別記第十七号様式)に死亡診断書又は死亡の事実を証明する市区町村長の発行する書類を添えて学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(死亡の届出)</p> <p>第十八条 修学生が死亡したときは、連帯保証人は、遅滞なく修学生死亡届(別記第十七号様式)に死亡診断書又は死亡の事実を証明する市区町村長の発行する書類を添えて学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。</p>																																

ない。

2 借受人が修学奨励資金の返還を完了する前に死亡したときは、連帯保証人は、遅滞なく修学生（借受人）死亡届に死亡診断書又は死亡の事実を証明する市区町村長の発行する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 借受人が修学奨励資金の返還を完了する前に死亡したときは、連帯保証人は、遅滞なく借受人死亡届（別記第十七号様式）に死亡診断書又は死亡の事実を証明する市区町村長の発行する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。